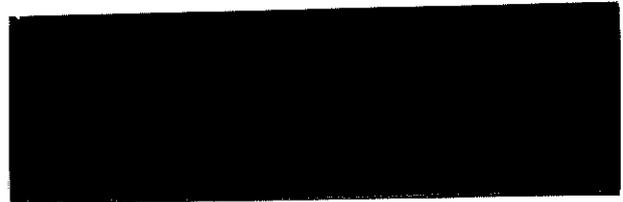


意見書・再意見書

令和 7 年 2 月 13 日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

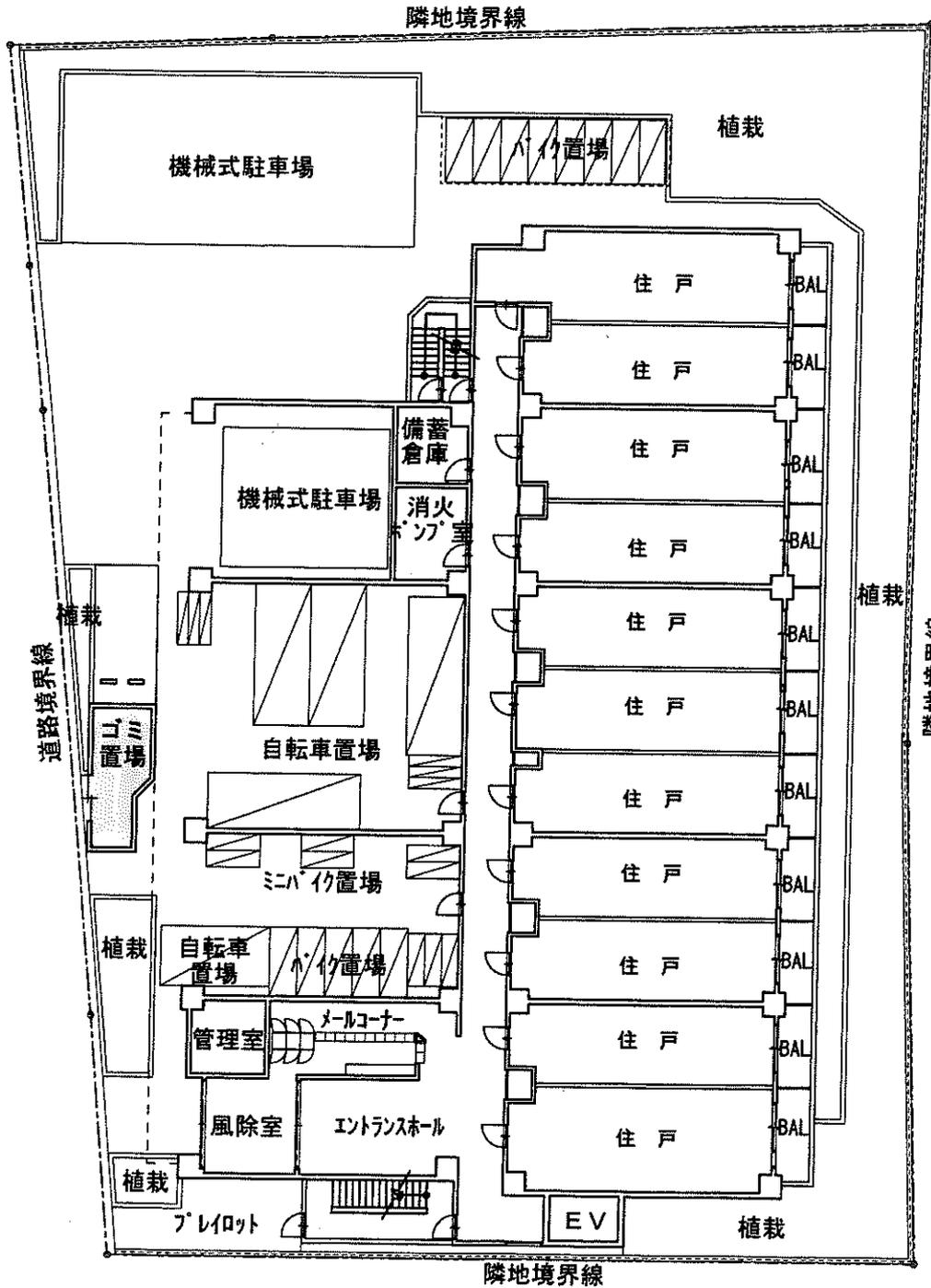


(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市江坂町2丁目 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 江坂町2丁目592-1, 592-6		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>府道にゴミ置場設置は(バツカー車は路上に駐車する) 交通渋滞 事故 の問題あり</p>		
※受付年月日	27 年 1 月 20 日	※受付番号	第 06-L-17 号
※備考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。



1階平面図

(仮称) 吹田市江坂町2丁目 新築工事

見 解 書 1

[意見書1に対する見解]

1. 限られた土地の中でのマンション事業となり、土地利用計画上、ゴミ置き場前にスペースを設けることはできかねます。

以上

意見書・再意見書

令和 7 年 2 月 日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
説明報告書に対する意見書
とおり 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市江坂町2丁目 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 江坂町2丁目592-1, 592-6		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>建築予定地の前の道路は、日常的に自転車や徒歩にて利用する為 搬入車両による安全確保は大丈夫か？</p> <p>日照の件で、余光線制限と、日影規制も含め説明原意の 機械式馬車場で、日照の件、作動音の対策も、設置場所 の変更を、要望する。</p> <p>工事、工事後の近隣の家屋調査の実施</p>		
※受付年月日	R7 年 1 月 20 日	※受付番号	第 号 06-L-17
※備考			※受付印 交付 開発課 7.2.18 第

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市江坂町2丁目 新築工事

見 解 書 2

[意見書2に対する見解]

1. 現在、施工会社が未定です。工事施工会社が決定次第に施工会社より工事車両搬出入の安全対策等をご説明させていただきます。
2. 日影のご説明につきましては、自宅位置により影響度合いが異なってきますので、詳細説明が必要であれば、ご案内しております資料に記載してあるTKI.design株式会社までお問い合わせ頂ければご説明にお伺いさせていただきます。
3. 今回採用する予定の機械式駐車場における稼働音については、メーカーによる騒音測定結果では55dBから60dB程度となります。その数値については、一般的には平均的な事務所内の数値だと言われております。また、防音対策と致しましては、低騒音化対策が講じられている機械式駐車場を採用させていただく予定となります。
限られた土地の中でのマンション事業となり、土地利用計画、機械式駐車場を変更することはできかねます。
4. 現在、施工会社が未定です。工事施工会社が決定次第、施工会社より家屋調査の実施有無についてご説明させていただきます。

以上

意見書・再意見書

令和 7 年 2 月 日

吹田市長宛

住 所
氏 名
電話番号



(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開 発 事 業 の 名 称	(仮称)吹田市江坂町2丁目 新築工事		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市 江坂町2丁目592-1, 592-6		
予 定 建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>○日照(日影)の状況を、詳しく説明して下さい。</p> <p>○夜屋調査(工事前と工事後)を実施して下さい。</p> <p>○プライバシー保護の為、東側のバルコニーを、すりガラスにして下さい。</p> <p>○機械式駐車場は、(ほり)、騒音発生の為、設置場所を変更して下さい。</p>		
※受付年月日	27 年 1 月 20 日	※受付番号	第 06-1-17 号
※備 考			※受付印

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市江坂町2丁目 新築工事

見 解 書 3

[意見書3に対する見解]

1. 日影のご説明につきましては、自宅位置により影響度合いが異なってきますので、詳細説明が必要であれば、ご案内しております資料に記載の TKI.design 株式会社までお問い合わせ頂ければご説明にお伺いさせていただきます。
2. 現在、施工会社が未定です。工事施工会社が決定次第、施工会社より家屋調査の実施有無についてご説明させていただきます。
3. 商品企画上、バルコニーの窓をすりガラスに変更することはできかねます。
バルコニーの手摺りについては、透明ガラスから変更できるのか検討させていただきます。
今後、吹田市が定める中高層建築物の日照障害等の指導要領において、近隣住民の皆様方に改めてご案内を実施させていただく予定ですので、その際に変更点をご説明させていただきます。
4. 今回採用する予定の機械式駐車場における稼働音については、メーカーによる騒音測定結果では55dBから60dB程度となります。その数値については、一般的には平均的な事務所内の数値だと言われております。また、防音対策と致しましては、低騒音化対策が講じられている機械式駐車場を採用させていただく予定となります。
限られた土地の中でのマンション事業となり、土地利用計画上、機械式駐車場を変更することはできかねます。

以上

意見書・再意見書

令和7年 2月15日

吹田市長宛

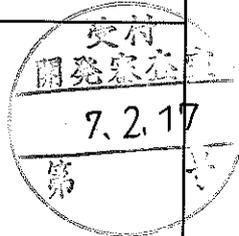
住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	(仮称) 吹田市江坂町2丁目 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 江坂町2丁目592-1.592-6		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>開発予定区域の隣に住んでいる者ですが、建物の建設場所や高さを考えると、依然あった建物より太陽が当たる時間が少なくなるように感じます。妻に持病があり、外に出ることが大変な時もあります。日影図を見ると日陰の時間が長いと感じられますが建物の個数を減らすなど依然と変わらないような状況にはならないのでしょうか。</p>		
※受付年月日	27年1月20日	※受付番号	第 号 06-L-17
※備考			※受付印



- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市江坂町2丁目 新築工事

見 解 書 4

[意見書4に対する見解]

1. 弊社は不動産事業を展開する会社であり、マンション用地として購入した事から、大変申し訳ございませんがご要望にお応え致しかねます。
本事業におけるマンション規模につきましては、事業の根幹にかかわる部分となりますので、お断りせざるを得ないのが現状でございます。
皆様方と話し合いを重ねさせていただきまして、可能な限りご納得いただけるよう尽力し、マンションデベロッパーとして事業を進めさせていただきたいと考えております。

以上